

### 3 平成21年度大都市税財源拡充要望(青本要望)の進め方等について

#### (1) 青本要望を実施する必要性・背景

##### ア 大都市税財源拡充要望(青本要望)とは

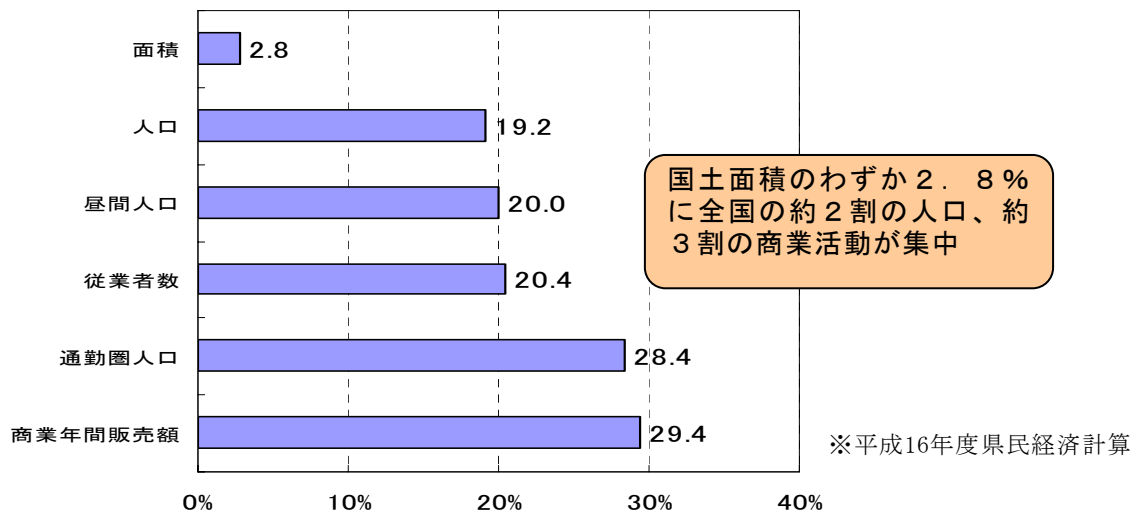
大都市税財源拡充要望(通称「青本要望」)は、大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、中・長期的な観点から税財政制度の改正に関して、指定都市市長・議長の要望としてまとめているものです。主に年末の税制改正に向けて、例年10月～11月に要望行動を実施しています。

##### イ 大都市の実態

#### (ア) 大都市の特性

指定都市の面積は全国の2.8%にすぎないにもかかわらず、**全国の2割もの人口が集中し、商業活動も全国の3割を占めるなど**、わが国の中枢を担っている。

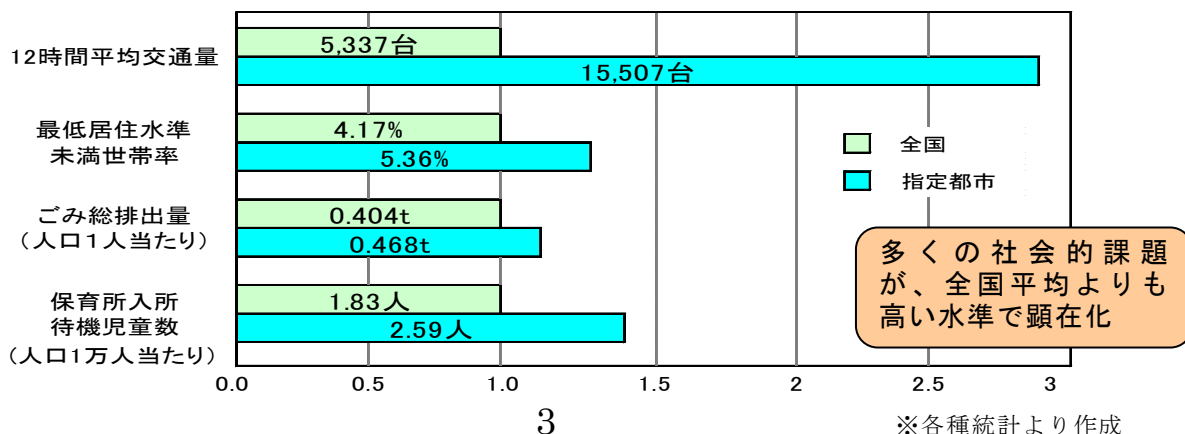
【グラフ1】 【指定都市の全国シェア】



#### (イ) 大都市の課題

大都市への人口・商業活動の集中の結果、**交通混雑や住宅、ごみ、福祉などに係る都市的課題**が生じている。

【グラフ2】 【都市的課題の例】

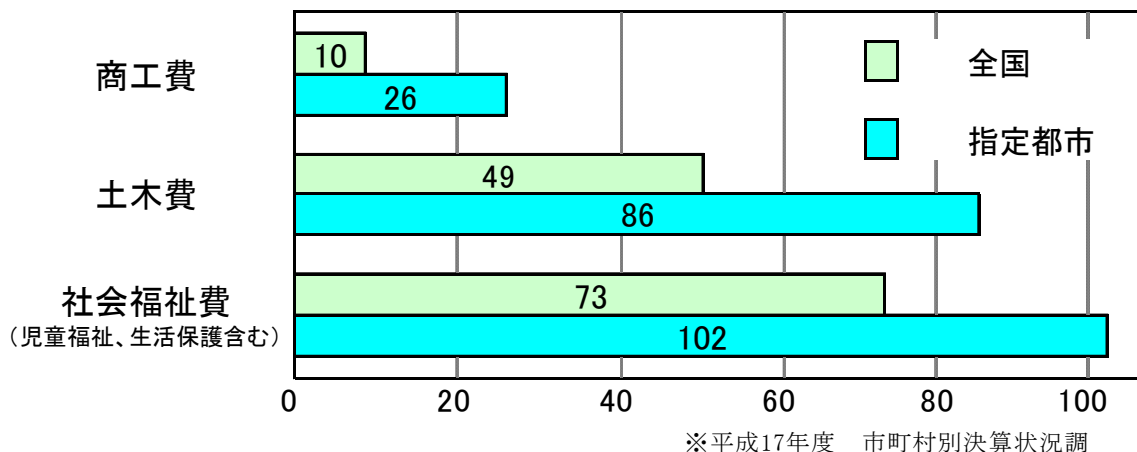


## ウ 大都市の財政需要

指定都市への人口や商業の集中は、法人のための需要や、インフラ需要を発生させ、企業活動支援や道路、公園、下水道などについて高水準の整備が必要となっている。この結果、**商工費や土木費は全国平均より大幅に高い水準**となっている。

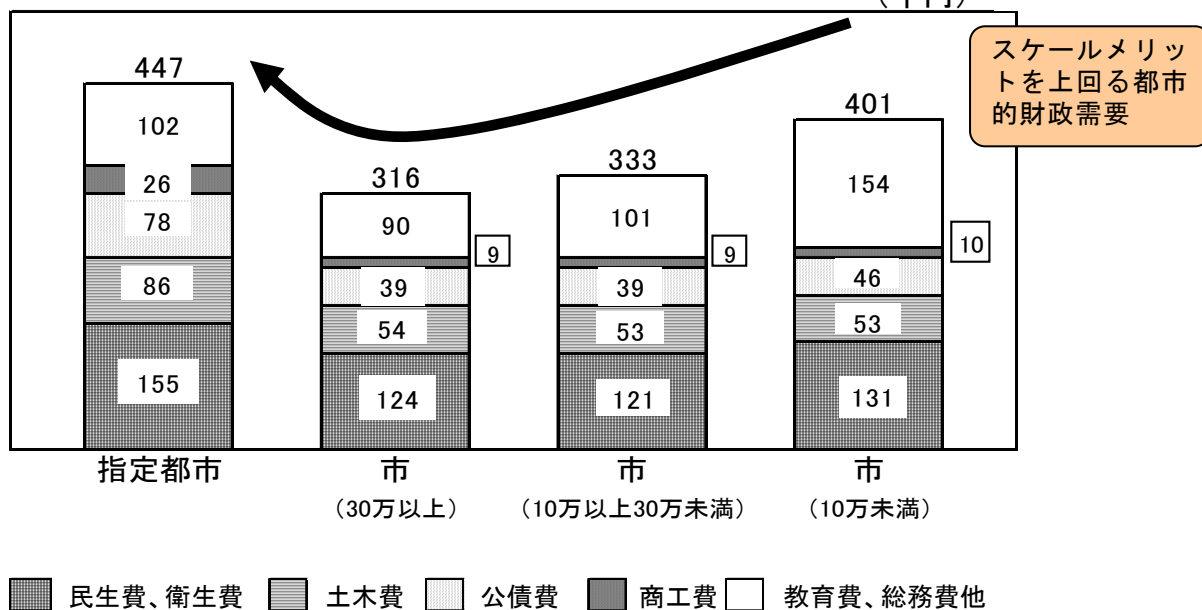
また、市民生活の安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの都市的課題や保育所等の需要に対応するため、**福祉関係の支出も全国平均より高くなっている**。

【グラフ3】 【一人当たり歳出額の例】 （単位：千円）



これらの結果、大都市特有の財政需要が顕在化しており、一般的には、スケールメリットにより効率的な財政運用が可能となると言われているが、**指定都市における一人当たり歳出額は、人口の少ない一般市より逆に高くなっている**。

【グラフ4】 【都市規模に対応した歳出構造（一人当たり歳出額）】  
(千円)



## エ 現状の国・地方の税源配分等における課題

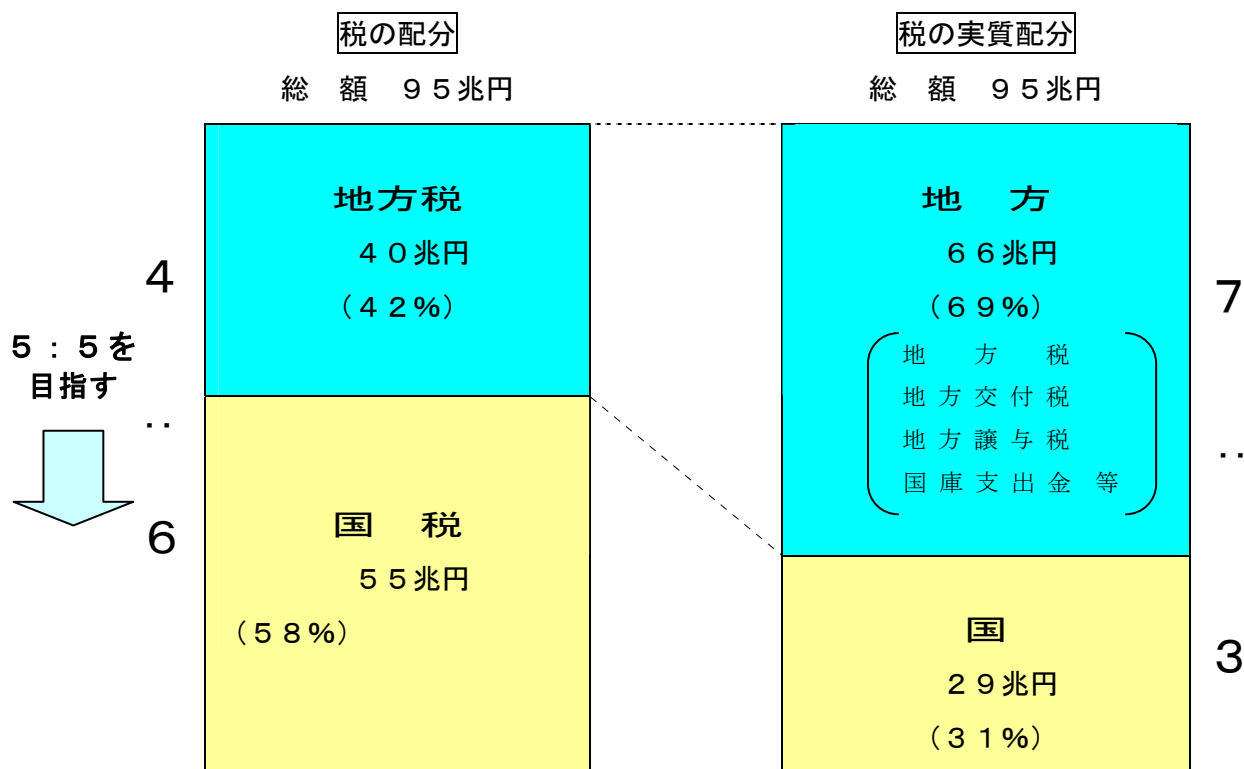
### (ア) 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の地方分権を実現するため、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図ることが課題となっている。

所得税から個人住民税への、3兆円規模の税源移譲が実現したものの、国・地方間の税の配分が6：4であるのに対し、実質配分では3：7と逆転しており、依然として税源配分の不均衡を解消するには至っていない。

このため、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るため、消費税・所得税など複数の基幹税からの税源移譲を行うことにより、国・地方間の税の配分を当面5：5とすることを目指さなければならない。

### ○ 国・地方における税の配分状況（平成20年度）



※ 国は当初予算額、地方は地方財政計画額による数値

### (イ) 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを勘案して、都市税源、特に消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合を拡充強化することが課題となっている。

(参考)

◆ 税の配分状況（平成20年度）

I 個人所得課税

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額	配分割合
国	所得税	162,790億円	57.2%
道府県	個人道府県民税	47,666	16.8
	個人事業税	2,135	0.8
	小 計	49,801	17.6
市町村	個人市町村民税	71,791	25.2
合 計		284,382	100.0

II 消費・流通課税

区 分		国の予算額又は 地方財政計画額	配分割合
国	消費税・揮発油税・酒税等	194,044億円	73.5%
道府県	地方消費税・自動車税等	59,542	22.6
市町村	軽自動車税・入湯税等	10,288	3.9
合 計		263,874	100.0

(注) 道府県税である地方消費税等は、一定額が交付金として市町村に交付される。

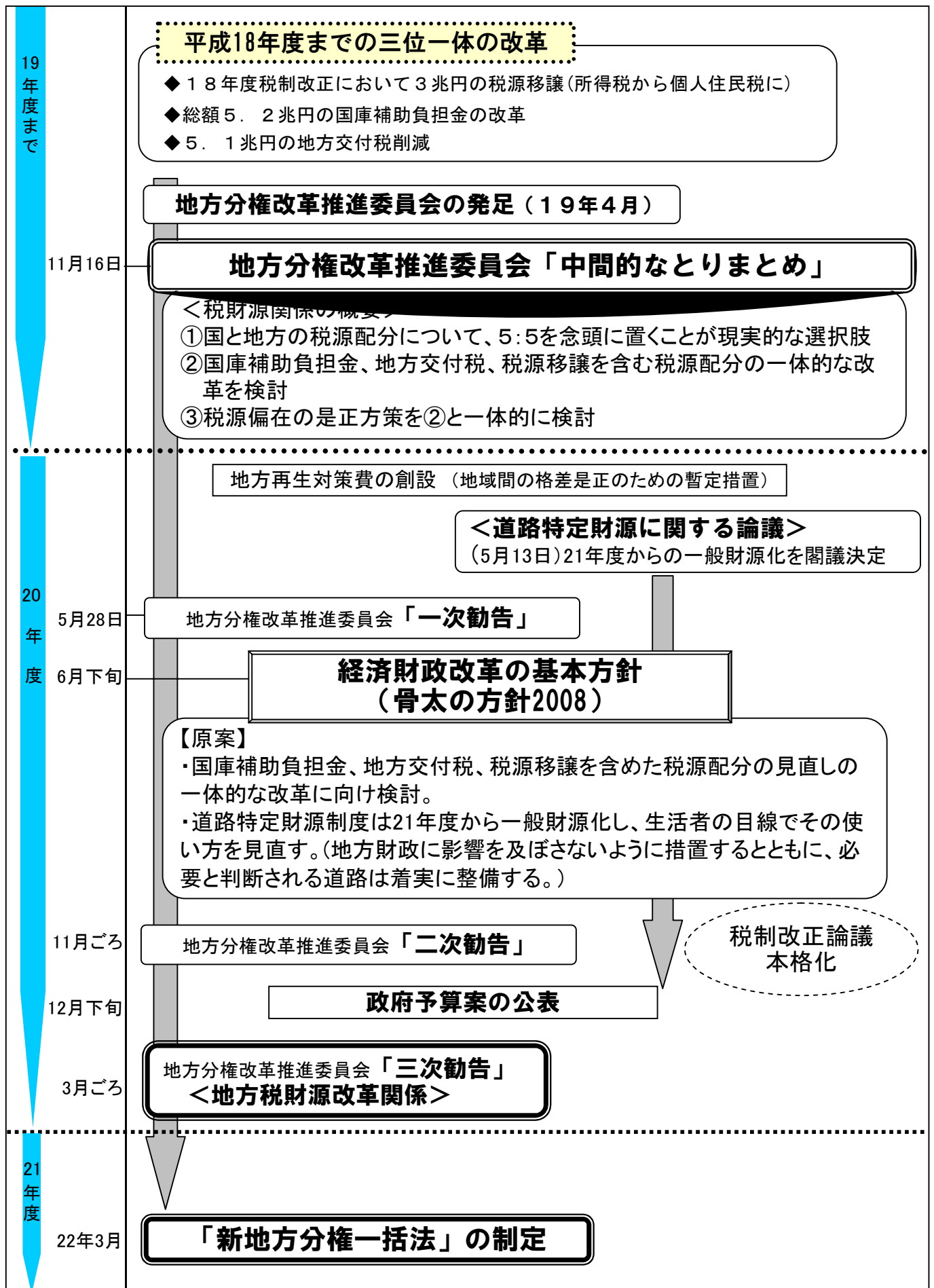
III 法人所得課税

区 分		国の予算額 又は地方財 政計画額	課税標準	表面税率	実効税率	配分割合
国	法人税	167,110億円	法人所得	30.0%	27.98%	70.8%
道府県	法人事業税	58,270	法人所得	7.2	6.72	17.0
	法人道府県民税	9,553	法人税額	5.0	1.40	3.5
	小 計	67,823			8.12	20.5
市町村	法人市町村民税	24,304	法人税額	12.3	3.44	8.7
合 計		259,237			39.54	100.0

(注1) 表面税率、実効税率、配分割合は、資本金が1億円を超える法人の場合である。

(注2) 法人事業税には、地方法人特別税を含む。

## (2) 最近の地方税財源に関する国等の動向



# (3) 平成21年度青本要望のポイント

## 20年度要望

## 21年度要望(案)

(下線は新規・変更部分)

<b>I 大都市財政の実態</b>
<b>II 税制の改正</b>
<b>1 真の地方分権の実現のための 国・地方間の税源配分の是正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期地方分権改革の中で、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を更に高めていくこと</li> <li>・消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」が当面5:5となるよう、その具体的な工程を明示したうえで、早期に実現すること</li> </ul>
<b>2 大都市特有の財政需要に対応した 都市税源の拡充強化</b>
<b>3 事務配分の特例に対応した 大都市特例税制の創設</b>
<b>III 国庫補助負担金及び 地方交付税の改革等</b>
<b>1 国庫補助負担金の改革</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、税源移譲と一体で改革を進めること</li> <li>・地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと</li> </ul>
<b>2 地方交付税の改革</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税源移譲の際に生じる交付税原資の減額分の補填や、地方財源不足額の解消は、交付税の法定率引上げによって対応すること。</li> <li>・国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない削減は決して行わないこと。</li> <li>・財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視すること。</li> <li>・交付税の算定の見直しにあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。</li> </ul>
<b>IV 地方債の発行条件の改善等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方債の発行条件を改善し、既発債の繰上償還については、対象要件の拡大など制度の拡充を図ること。</li> <li>・地方公共団体の財政健全化判断比率の算出方法や判断基準の設定にあたっては、指定都市の実情を十分に斟酌すること。</li> </ul>

### 税制の改正

#### 1 真の地方分権の実現のための 国・地方間の税源配分の是正

・第二期地方分権改革の中で、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を更に高めていくこと。

・消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」が当面5:5となるよう、早期に実現すること。

・地方間の財政力格差の是正については、地方税の総額の範囲内で行うのではなく、地方税財源の拡充の中で行うこと。

#### 2 大都市特有の財政需要に対応した 都市税源の拡充強化

#### 3 事務配分の特例に対応した 大都市特例税制の創設

### 道路特定財源の一般財源化のあり方

・道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況等を十分に踏まえ、地方の意見を反映し、地方税財源の強化を図ること。

### 国庫補助負担金の改革等

・国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

・地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

### 地方交付税の改革

・国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない削減は決して行わないこと。

・税源移譲による交付税原資の減額分の補填や、地方の財源不足額については交付税の法定率の引き上げによって解消すること。

・交付税の算定の見直しにあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。

### 地方債の発行条件の改善等

・既発債の繰上償還については、対象要件の拡大など制度の拡充を図ること。

## (4) 要望の進め方及びスケジュール

### ア 進め方

政府、各政党及び政府税制調査会等に対し、税制改正の審議等が本格化する時期に、**大都市行財政制度特別委員会の委員を中心とした市会と行政とが共同で実施**

### イ スケジュール

10月中旬から11月（予定）

## (参考)昨年度の要望経過

### 1 市長・市会議長による要望

要望月日	要望先	幹事市
10月23日	内閣府・総務省・財務省・各政党	北九州市

### 2 税財政関係特別委員による要望(党派別要望)

要望月日	要望先	幹事市
11月6日	自由民主党	仙台市
11月7日	民主主義党	福岡市
11月7日	公明党	札幌市
11月7日	日本共産党	千葉市
11月7日	社会民主党	広島市

### 3 税財政関係特別委員長による要望

要望月日	要望先	幹事市
10月15日	衆・参両議院総務委員会	北九州市

※なお、青本要望のほか、例年実施している「本市独自要望」や指定都市共同の「国家予算に関する要望」に加え、必要に応じた「緊急要望」等により、国等の動向を見ながら効果的な要望を行う。

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)について

## (1) 目的

同法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものです。

同法の特徴としては、

- ①単年度の収支（フロー）だけでなく、ストック面も含めた指標の整備と情報開示の徹底
- ②比率の対象を、全会計及び地方公社・第3セクターに対する一般会計の負担等まで拡大
- ③自立的な努力により財政の健全化を図る、早期健全化段階の設定

などがあります。

## (2) 財政健全化法の概要について

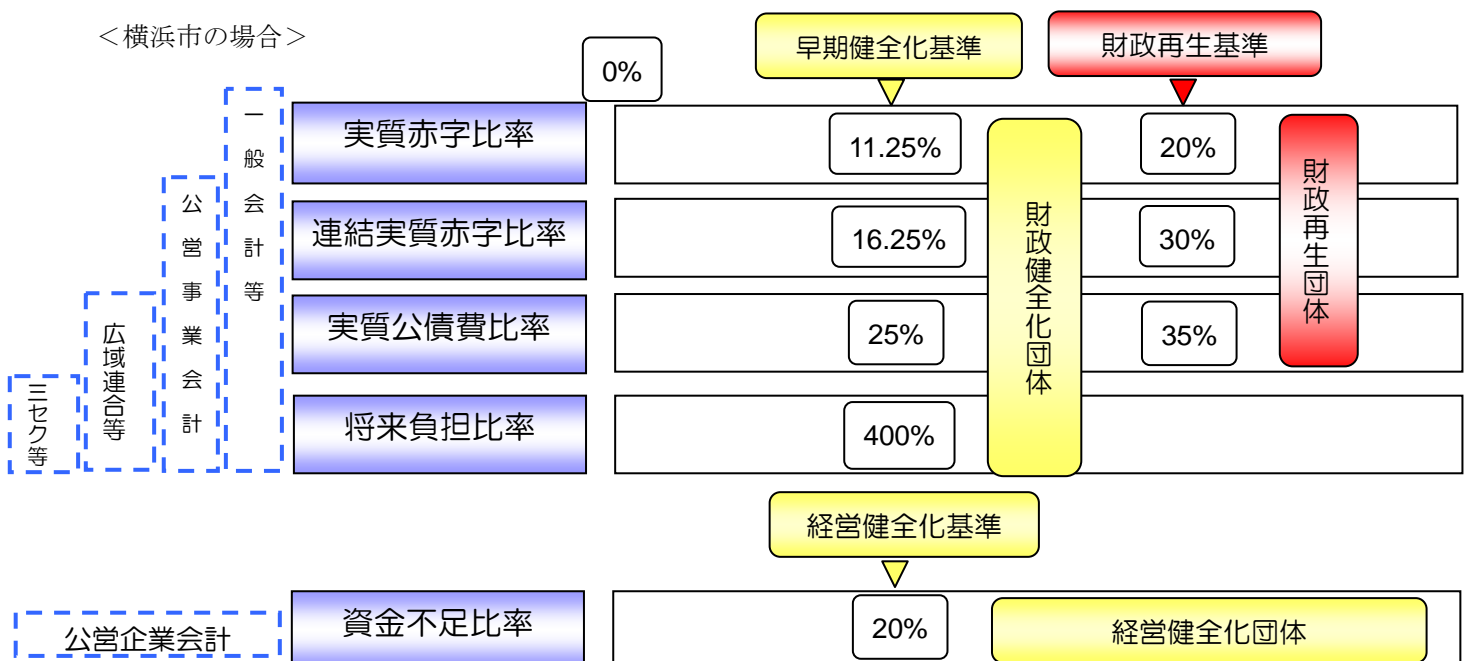
### ア 健全化判断比率等について

- ◆ 次の5つの比率について、監査委員の審査に付した上で、議会へ報告するとともに公表します。あわせて、指定都市においては総務大臣に報告します。

健全化判断比率	① 実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
	② 連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
	③ 実質公債費比率	全会計の公債費の標準財政規模に対する比率
	④ 将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（地方公社・第3セクター等への損失補償等を含む）
	⑤ 資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

※ 標準財政規模は18年度決算ベースで7,488億円

### 【健全化判断比率等】





## **イ 財政健全化団体になった場合**

- ◆ ①から④のうち、一つでも早期健全化基準以上のものがあれば、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告します。
- ◆ 総務大臣は、財政健全化計画について必要な勧告ができます。

## **ウ 財政再生団体になった場合**

- ◆ ①から④のうち、将来負担比率以外の3つの比率（再生判断比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合は、議会の議決を経て財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告します。
- ◆ 地方債起債に総務大臣の許可が必要になります。
- ◆ 総務大臣は、予算の変更及び財政再生計画の変更を勧告することができます。

## **エ 経営健全化団体になった場合**

- ◆ ⑤の資金不足比率が経営健全化基準以上であった公営企業は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告します。
- ◆ 総務大臣は、経営健全化計画について必要な勧告ができます。

## **オ 施行期日と今後の取組**

- ◆ 平成21年4月1日  
→ 財政健全化・財政再生団体となるか否かの判断の対象となるのは、20年度決算からとなります。  
ただし、比率の内容や公表に関する規定は平成20年4月1日から施行となっているため、健全化判断比率の公表は19年度決算からとなります。
- ◆ 現在、19年度決算における公表に向けて、算定式の詳細について総務省に問合せを行いながら、準備を進めているところです。